



発行 東京都

目次

告示

- 肥料の登録.....(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所).....一
- 肥料登録有効期間の更新.....(同).....二
- 肥料登録の失効.....(同).....二

規則(公)

- 警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則.....三

告示(公)

- 警察署協議会委員の委嘱.....三
- 警備員等の検定の実施(二件).....三
- 警備員指導教育責任者講習の実施.....五

公告

- 開発行為に関する工事完了.....七
-(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始.....七
-(東京都収用委員会).....七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止.....七
-(水道局).....七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止.....七
-(同).....七

告示

- 令和二年度危険物取扱者保安講習の実施.....(東京消防庁).....一〇
-(東京消防庁).....一〇
- 東京都職員共済組合の役員及び就職.....(東京都職員共済組合).....二
-(東京都職員共済組合).....二

東京都告示第千八百八十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和二年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第九六八号	令和八年四月一十六日	蒸製骨粉	五・五・一九・〇	窒素全量 五・五・五 リン酸全量 一九・〇	公定規格のとおり	東京レングラフ協同組合 墨田区東墨田一丁目九番一号
東京都第九六九号	令和八年四月一十六日	肉骨粉	六・〇・一六・〇	窒素全量 六・〇 リン酸全量 一六・〇	公定規格のとおり	東京レングラフ協同組合 墨田区東墨田一丁目九番一号

●東京都告示第千八百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和二年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第九五〇号	令和八年六月十日	肉かす粉末	八・〇肉かす粉末	八・〇	り 公定規格のとほ	株式会社徳田商会 墨田区東墨田一丁目九番一号
東京都第九五一号	令和八年六月十日	肉かす粉末	一〇・〇肉かす粉末	一〇・〇	り 公定規格のとほ	株式会社徳田商会 墨田区東墨田一丁目九番一号
東京都第九二二号	令和八年六月十四日	消石灰	七〇粒状消石灰	七〇・〇	該当なし	奥多摩工業株式会社 立川市曙町一丁目十八番二号
東京都第九〇八号	令和八年七月三十一日	消石灰	六五・〇消石灰	六五・〇	該当なし	奥多摩工業株式会社 立川市曙町一丁目十八番二号

●東京都告示第千百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和二年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

登録番号	東京都第九五二号	東京都第九五三号	東京都第九五四号	東京都第九五五号
肥料の種類	肉骨粉	蒸製骨粉	肉骨粉	肉骨粉
肥料の名称	六・六肉骨粉	二〇・〇蒸製骨粉	五・〇肉骨粉	六・〇肉骨粉
保証成分量(%)	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二〇・〇	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一五・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇
その他の規格	公定規格のとおり	公定規格のとおり	公定規格のとおり	公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	株式会社徳田商會 墨田区東墨田一丁目九番一号			
失効年月日	令和二年六月十日			

規 則 (公)

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月18日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

●東京都公安委員会規則第6号

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則
(警視庁組織規則の一部改正)

第1条 警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第89条第1項中「、地区交番」を「地区交番」に改め、同条第2項を削る。

第92条第3項を削る。

(警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第2条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則(平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「交通総務係交通捜査担当、」を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告 白 (公)

●東京都公安委員会告示第273号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規

定により、令和2年8月21日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和2年9月18日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

警察署協議会名 氏 名

警視庁蒲田警察署協議会 川 田 幸 雄

警視庁板橋警察署協議会 大 谷 勉

警視庁小松川警察署協議会 櫻 井 巖

警視庁小金井警察署協議会 鶴 田 トミ子

警視庁小金井警察署協議会 星 野 智 樹

●東京都公安委員会告示第274号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月18日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和2年12月19日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年1月30日(土曜日)

<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和2年11月9日（月曜日）及び同月10日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和2年11月18日（水曜日）から同月20日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第275号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>令和2年9月18日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和2年12月19日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和3年1月30日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務（貴重品運搬警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和2年11月11日（水曜日）及び同月12日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p>
---	---	--

<p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和2年11月18日(水曜日) から同月20日(金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り証明となる書面 オ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれ</p>	<p>かの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第276号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和2年9月18日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和2年12月8日(火曜日)から同月16日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業</p>	<p>務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検</p>
--	---	---

<p>定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和2年11月9日(月曜日)及び同月10日(火曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和2年11月25日(水曜日)までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p>	<p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと</p>	<p>についてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和2年12月1日(火曜日)及び同月2日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>
---	--	---

公 告

開発行為に関する工事が完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和二年九月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市小川町一丁目千百十七
番二、同番二地先及び同番二
十五 小平市鈴木町一丁目四百七
十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

西東京市泉町三丁目千七百六
十三番一 小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

小平市小川町一丁目六百八十
六番二から同番四まで 小平市小川町一丁目三千四
十一番地の五
飯田 キミ

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定
により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和2年9月18日

東京都収用委員会

会長 加々美 光 子

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 国分寺都市計画道路事業3・2・8号府

中所沢線

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所
在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の
氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和2年9月4日

別記 1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都国分寺市 戸倉一丁目	13 番 19	宅地	124.29	124.49	76.49 25.67 (計 102.16)	別図のとおり

別記 2

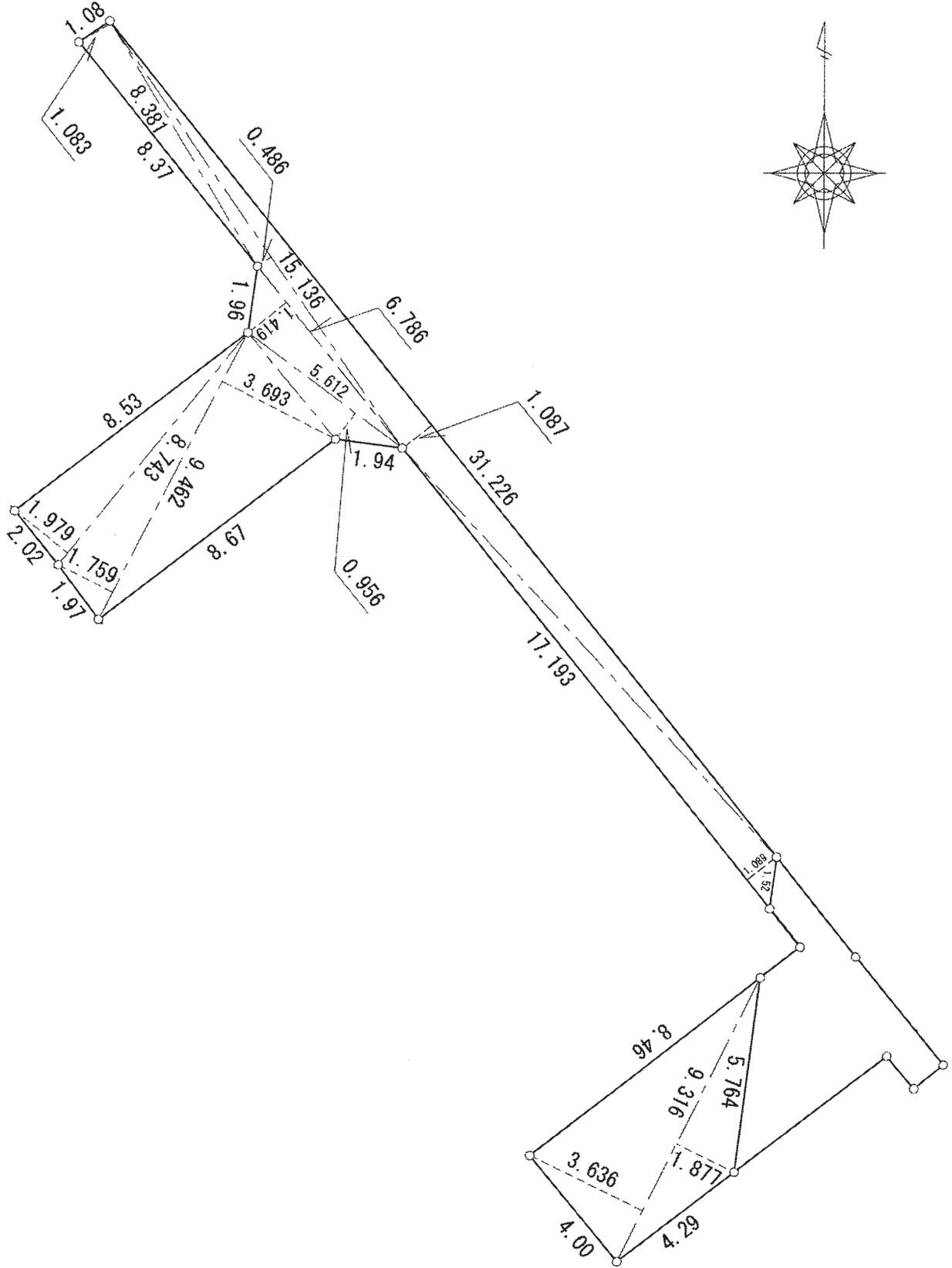
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神林由美子 (持分 16 分の 1)	神奈川県横浜市都筑区 荻田東一丁目 6 番 23 号 1F			
内田龍生 (持分 16 分の 1)	神奈川県横浜市中区 本牧和田 21 番 3 号			
山田晋二郎 (持分 8 分の 1)	東京都国分寺市 東戸倉二丁目 8 番地 30			
登記名義人 矢野良子 ただし、同人は令和 2 年 2 月 23 日死亡 法定相続人 矢野貴之 (法定相続分 16 分の 1)	神奈川県横浜市神奈川区 浦島丘 6 番地 10			
矢野貴之 (持分 16 分の 3)	神奈川県横浜市神奈川区 浦島丘 6 番地 10			
渡邊フミ (持分 8 分の 1)	東京都西多摩郡日の出町 大字平井 211 番地 11			
石川健一 (持分 96 分の 4)	大阪府茨木市 双葉町 2 番 3-304 号			
石川寛明 (持分 96 分の 4)	東京都国分寺市 戸倉一丁目 13 番地 11	りそな保証株式会社	埼玉県さいたま市浦和区 常盤十丁目 13 番 10 号	抵当権 平成 27 年 3 月 27 日受付第 15587 号
石川登 (持分 96 分の 4)	東京都武蔵村山市 神明二丁目 24 番地の 11			
津端清江 (持分 8 分の 1)	東京都杉並区 井草一丁目 10 番 4 号			
田中まほみ (持分 8 分の 1)	東京都小平市 上水新町三丁目 9 番 14 号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都国分寺市戸倉一丁目13番19のうち

76.49平方メートル及び25.67平方メートル



単位：メートル

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年九月十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
八三一	落合工業 所	落合 公明	大田区山王 二丁目四十二番二十二号一〇四	平成二十二年三月三十一日
三六一四	株式会社 皆木設備	皆木 慶一	立川市柴崎 町五丁目十三番六号	平成二十八年九月一日
五一七	株式会社 青山工務 店	青山 正英	足立区千住 宮元町七番四号	平成三十年五月十五日
三九五	有限会社 早川設備 工業所	早川周太郎	葛飾区西水 元二丁目一番十八号	令和二年七月二十日
六五八一	久米水道 工業所	久米 康順	板橋区大山 町三十七番三十三号	同月二十日
四二四三	株式会社 秋山管工 建設	大坪 修	荒川区西日 暮里四丁目二十三番三十三号	同月三十日
四七三	有限会社 田測設備 工業	田測 孝一	墨田区緑三 丁目十三番十八号	同年八月四日

二〇四七 鳩貝水道 工務店 鳩貝 嘉政 葛飾区立石 七丁目十四番十三号 同月二十一日

三五一一 イサハヤ 工業株式 会社 田中 隆晴 世田谷区瀬 田二丁目十九番三十一号 同月二十四日

四一四九 相川設備 工業株式 会社 相川 勇二 豊島区要町 三丁目三十二番二二二番二二 同日

七九九二 日本環境 株式会社 牛渡万寿身 八王子市元 八王子町二丁目千二百九十番地 同日

九二五九 O・S・S 住設 小山内克之 江戸川区篠 崎町二丁目七番一〇一〇五号イーストハイム篠崎 同日

九九四二 本間設備 本間 淳 府中市西府 町一丁目三十八番地の三十 同日

六五六 合田設備 株式会社 合田 久 中野区大和 町一丁目六十二番八号 同日

三二七四 株式会社 小川工管 小川 泉 小平市学園 西町一丁目三十七番三十一号 同日

四四一九 新日本工業 株式会社 小林 盛 江東区佐賀 一丁目十一番十一号 同日

四四九二 エルゴテック株式 社 落合 康利 神奈川県横 浜市中区尾 同日

会社 上町一丁目 四番一号 同日

五一五七 有限会社 田中 喜夫 神奈川県相 模原市南区 下溝二千八十九番七号 同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和二年九月十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日
四六〇一	株式会社 新東設備	武田 敏郎	新宿区歌舞 伎町二丁目四十二番十三号	令和元年十二月十五日
三七六七	株式会社 星工務店	長嶺 千秋	西東京市新 町五丁目四十六番六号	令和二年七月十日
四一四一	日清工事 株式会社	金野 正昭	港区六本木 七丁目三番八号永谷ヒルプラザ六本木五〇一	同年八月二十六日

令和2年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する

危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

令和2年9月18日

東京都知事 小 池 百合子

1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分

ア 第1区分 (給油取扱所)

イ 第2区分 (製造所及び一般取扱所)

ウ 第3区分 (屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所)

エ 第4区分 (地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)

オ 第5区分 (屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)

(2) 受講対象者

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

2 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和2年11月26日 (木曜日) 及び令和3年1月19日

(火曜日)

両日とも午後1時から午後5時まで

(2) 実施場所

東京消防庁八王子消防署

八王子市上野町33番地

3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

令和2年9月25日 (金曜日) から各講習日の7日前

まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第10号) に定める休日を除く。)

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所

4 問合せ先

(1) 東京消防庁火災予防コールセンター (電話03-3253-0119)

(2) 都内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所

(3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)

5 その他

受講申請書は、各受付場所にて配布する。

雑 報

東京都職員共済組合の役員退職及び就職に

ついて

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和二年九月十八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一 退職役員

役職名 氏 名 所 属

理事 田中 秀司 港区副区長 令和二年七月三十一日

二 就職役員

役職名 氏 名 所 属

理事 佐藤 安夫 荒川区副区長 令和二年八月七日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

